

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 29 年 1 月 12 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

国民年金関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600948号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600074号

第1 結論

平成9年9月から平成10年5月までの請求期間、平成10年8月及び同年9月の請求期間並びに平成11年5月から平成13年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成9年9月から平成10年5月まで
② 平成10年8月及び同年9月
③ 平成11年5月から平成13年12月まで

私は、請求期間①、②及び③については、働いていたが正社員ではなかったため、いずれの期間もA市役所又は市役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は送付された納付書により主にコンビニエンスストアで納付していた。請求期間①、②及び③が国民年金の未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料は主にコンビニエンスストアを利用して納付した旨主張しているが、請求者が居住しているA市では、請求期間当時、コンビニエンスストアで国民年金保険料を納付することはできなかったと回答している。

また、オンライン記録によると、請求期間①、②及び③については、いずれも、直前の厚生年金保険の被保険者資格喪失日を「勸奨事象発生日」として、「未加入期間国年適用勸奨」又は「第1号・第3号被保険者取得勸奨」の対象とされ、その後、加入手続を行わなかった国民年金未加入者の一覧である「未適用者一覧表(最終)」が作成されていることが確認できることから、厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金への切替手続が行われていなかったと考えられ、現在においても未加入期間とされていることから、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤が生じる可能性は低い。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。